

令和８・９年度 入札参加資格審査申請要領【物品等】

半 田 市

半田市が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等の競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。（随意契約においても、原則、参加資格が必要となります。）

資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（物品等）（以下「電子調達システム（物品等）」という。）により、適正な入札参加資格申請を行ってください。

なお、令和６・７年度の入札参加資格を有している方についても、令和８年３月３１日で有効期間が満了になることから、再度入札参加申請を行ってください。

１ 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

地方自治法施行令 （抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第１６７条の４ 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第１６７条の１１ 第１６７条の４の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- （２）資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可・登録等を受けていること。

【参考】ポータルサイト〈手引書/書類〉－「４．参考資料」－「業務分類一覧表（営業種目の一覧）」

- （３）次に掲げる国税及び愛知県税が未納でないこと（ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）。

【国 税】

法人の方 法人税、消費税及び地方消費税

個人の方 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

【愛知県税】

法人の方 法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）及び自動車税種別割

個人の方 個人事業税及び自動車税種別割

（４）次に掲げる半田市税が未納でないこと（ただし、半田市に納税義務がある者に限る。）

法人の方：法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税種別割

個人の方：市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割
及び国民健康保険税

（５）関係法令の遵守

・下水道法の遵守

下水道法に定める接続義務に基づき、半田市内で下水道工事が完了した区域内に土地または建物を所有し、公共下水道への接続が済んでいない場合は、速やかに接続工事に着手するよう努めること。※接続が確認されるまでの間は、指名回数等に影響する可能性があります。

2 申請の方法

（１）申請される方は、電子調達システム（物品等）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

（２）申請は、「新規申請」と「継続申請」の２種類があります。それぞれ該当する方法で申請してください。

ア 継続申請

平成２０年１月以降に、電子調達システム（物品等）により申請を行い、
平成２０・２１年度以降資格の承認を受けている方

イ 新規申請

電子調達システム（物品等）により申請を初めて行う方

（３）法人が申請する際の申請者は本店となります。支店や営業所等が申請者となることはできません。

（４）半田市と契約を締結する営業所は、１営業所（本店を含む）に限ります。また、契約を締結する営業所は、当該営業所において申請を希望する業種の営業を営むことを認められている必要があります。

(5) 申請にあたっては、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。なお、事前に「下書きチェックシート」を印刷し、必要事項を記入してから電子調達システム（物品等）に入力することを推奨します。

(6) 申請データ送信後、速やかに半田市に後記「4 別送書類（1）」を提出してください。

3 受付期間

(1) 定時受付

令和8年1月5日（月）から令和8年2月16日（月）まで

平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

審査は原則受付順に実施します。早期の提出にご協力ください。

また、申請先自治体で別送書類が異なる場合があるため、事前に確認し用意した上で申請してください。

(2) 随時受付

令和8年4月1日（水）から令和10年2月15日（火）まで

平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

4 別送書類

申請データを入力・送信後、原則郵送により（1）に記載する書類を各1部、提出期日までに提出してください。

別送書類（各種証明書）は、仮受付日（データ送信日）から前3か月以内、又は仮受付日以後に発行されたものを送付してください。（写し可。ただし判読可能な鮮明なものに限る）

※申請先自治体で別送書類が異なる場合があるため、事前に確認し用意した上で申請してください。

(1) 提出書類等

ア 共通審査自治体に提出する書類

申請先自治体の中から、代表して共通審査自治体が入札参加資格申請要件を審査します。次の書類を申請画面で表示された共通審査自治体に郵送してください。

書類名	対象者	摘要
別送書類送付書	法人・個人 共通	電子調達システム（物品等）から印刷したもの
登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	法人の方	法務局で発行のもの
代表者の「身元証明書」	個人の方	本籍地の市区町村長が証明したもの。※マイナンバーカードではありません。 （日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面））
代表者の登記されていないことの証明書	個人の方	法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことを証明したもの。 ※全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口で発行のもの。
納税証明書（国税） ※本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます。	法人の方	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3 未納のないことの証明）
	個人の方	申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2 未納のないことの証明）
納税証明書（県税）	共通審査自治体が <u>愛知県</u> の場合	提出書類は不要 ※ただし、納税状況が確認できない場合は、愛知県県税事務所発行の納税証明書を求めることがあります。
	共通審査自治体が <u>半田市</u> の場合	以下のいずれかの書類 【法人・個人共通】 ・愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用） ・愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」 【参考】ポータルサイト〈手引書/書類〉－「4. 参考資料」－「愛知県税に納税義務がないことの申出書（別紙様式）」

イ 半田市に提出する書類

書類名	対象	摘要
資本関係 又は人的 関係に関 する申告	申請する全 ての方	下記回答フォームから回答してください。 <u>※該当がない方も全員申告してください。</u> 回答フォームURL／QRコード https://logoform.jp/form/tY8C/1225732  ※上記フォームでの回答が困難な場合、「資本関係又は人的関係に関する申告書を（３）提出先まで提出してください（メールでの提出も可能です。）。 【参考】市ホームページ＞ホーム＞産業・ビジネス＞入札・契約＞競争入札参加資格＞令和８・９年度入札参加資格申請

※納税状況の確認についての同意

半田市に納税義務がある事業者の方で、申請要領１（４）において指定する市税について、本市が納税状況を確認することに同意する場合は、申請フォーム内「納税状況の確認についての同意」にて「はい」を選択してください。同意に基づき、本市にて直接未納のないことを確認いたしますので、市税に係る納税証明書の提出は不要です。なお、確認が取れない場合は、半田市の納税証明書（写し可）を提出していただくことがあります。

（２）提出期限

ア 定時受付

申請データ送信日（仮受付日）から７日以内必着。

※データ送信日と同日の発送にご協力ください。

ただし、最終提出期限は、令和８年２月２４日（火）必着。

イ 随時受付

入札参加資格申請データ送信日（仮受付日）から７日以内必着。

※データ送信日と同日の発送にご協力ください。

上記ア、イの提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの間にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

【注意事項】入札参加資格申請データの送信後は、申請内容の修正ができません。申請内容を十分確認した上で送信してください。

(3) 提出先

ア 共通審査自治体

共通審査自治体は、電子調達システム（物品等）で自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で提出先の確認をお願いします。

イ 半田市

〒475-8666

愛知県半田市東洋町2-1

半田市役所 総務部総務課 契約検査担当

電話番号 0569-84-0614（直通）

Eメールアドレス keiyakukensa@city.handa.lg.jp

5 資格審査

入札参加の資格審査は、申請データ及び提出書類により資格要件を満たしていることを確認します。

6 審査状況照会

電子調達システム（物品等）にログインして「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。

別送書類及び申請データに不備がある場合には、補正指示が出されますので、補正期限（期限が明記されていない場合は5日以内）までに補正申請を行ってください。

7 審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。なお、この通知後、電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

8 資格認定後の追加届

審査結果確認後、「許可・登録等」、「契約実績」、「特約・代理店」に該当する届出項目がある場合は、電子調達システム（物品等）により「追加届」を入力し送信してください。

※入札参加資格の認定を受け、資格有効（変更）日が到来すると入力可能となります。

（定時受付では、いずれかの申請先団体から入札参加資格の認定を受けると即入力可能となります。）

9 資格の有効期間

入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。

(1) 定時受付

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで有効とします。

(2) 随時受付

入札参加資格を決定した日（名簿登載日）から令和10年3月31日まで有効とします。

（原則毎月15日までに審査が完了した申請は、翌月1日が入札参加資格を決定した日になります。）

10 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに電子調達共同システム（物品等）により変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る変更手続きは、令和8年4月1日から可能となります。

11 その他

(1) 申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、入札参加資格の取消し、又は停止の対象となる場合があります。

(2) 申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。また、証明書面は、入札参加資格の有効期間内は保管しておいてください。

(3) 電子調達システム（物品等）の利用に際しては、あいち電子調達共同システム利用規約の確認及び同意が必要となります。

(4) 当該入札参加資格申請に基づく入札参加資格者名簿は、電子調達システム（物品等）の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

(5) 本申請（入札参加資格申請）にはＩＣカードは必要ありません。ただし、電子入札への参加にはＩＣカードの購入、登録が必要になります。

13 問い合わせ

システムに関すること

ヘルプデスク 電話 0120-511-270

内容に関すること

半田市役所 総務部総務課 契約検査担当

電話 0569-84-0614（直通）

Eメール keiyakukensa@city.handa.lg.jp